

# 法制度への深い理解を踏まえつつ 経営者視点での的確なアドバイスを実施

コロナ禍を契機に、これまで以上に企業の存続をはかるためのM&Aに注目が集まっている。そこで、今号では東京桜橋法律事務所の豊田賢治所長に、現在の取り組みとM&Aにかける思いについて語ってもらった。



豊田賢治

とよた・けんじ

東京桜橋法律事務所 所長

1971年生まれ。96年東京大学法学部卒業。2001年弁護士登録(第二東京弁護士会)、三井安田法律事務所入所。04年オリック東京法律事務所へ移籍。06年東京桜橋法律事務所開設、所長に就任。その他の役職として(一社)日本美容業美容医療審査機構理事、(株)ヤマダコーポレーション(東証第二部)監査役、内閣府行政改革推進会議歳出改革ワーキンググループ構成員、第二東京弁護士会副会長などを歴任し、現在はPhnom Penh SEZ Plc. Non-executive Director、Yamada Angkor Animation Co., Ltd. Director、医療法人社団光世会監事などを務めている。

## 国内外の多様な事例を経験

私はこれまでに国内外のさまざまなM&A案件に携わってきました。業種は金融、製造、サービス、医療、IT、建設、飲食、不動産、エンターテインメントなど多岐にわたっており、それに付随してJ-REIT(不動産投資信託)の組成や海外証券取引所への株式上場、グループ組織改編、シード期からのベンチャー企業支援などにも関与してきました。最近では製造業の事業承継案件や輸出業の競合他社への売却案件について、売主側アドバイザーとして立案、条件交渉、デ

ューデリジエンス対応、契約書作成、実行後フォローなどを一貫して担当したほか、サービス業の買収案件では買主側アドバイザーとしてデューデリジエンス、契約書作成などを担当しました。

## 弁護士ならではのアドバイザー

私はあくまでも弁護士なので、弁護士ならではのM&Aアドバイザーを目指しています。ほかの職種のアドバイザーと異なるのは、やはりM&Aに係る手続や作業、交渉、書面作成などの法的位置づけを正確に把握し、先の先まで予測して動けることです。また、私や事務所ネットワークを活用し、必要に応じて公認会計士や税理士、不動産鑑定士、司法書士などの専門家と柔軟に連携することができると強みのひとつといえるでしょう。さらに、さまざまな会社の経営や監査、弁護士会の役員を務めてきた経験も、私の強みとなっています。実際、そのおかげでM&Aを考える当事者、とくに経営者の置かれた環境を踏まえ、経営者としての考え方、判断のポイントなどについての的確なアドバイスをすることができるようになったと自負しています。

とはいえ、苦い経験をしたこともあり、ある上場会社が敵対的TOBを仕掛けられたときの事です。私は経営者側のアドバイザーとして防御に全力をつくしたのですが、最終的に経営者の一部が買収側の工作に屈し、総崩れになってしまいました。法律だけではどうしようもないこと、理屈だけではどうにもならないことがあると痛感しました。そして、それ以降はM&Aは法律や理屈だけではなく、関係者の立場、気持ちが必要であること、ある種の「政治」が必要であることを念頭にアドバイザーを務めることにしています。もちろん、どれだけ配慮してもうまくいかない場合もあります。そのようなときでも誠実さを忘れず、クライアントの損失を最小限にするように心掛けています。

私はM&Aに携わる際、つねに会社の価値を高め、それを後進につないでいくことをイメージしていますが、ときにはそれが困難なケースもあります。そういった状況を打開するためにも、いずれはみずからそういった会社に経営者として参画し、事業価値を向上させたいという第三者に承継するといった活動にも取り組んでいきたいと考えているところです。